

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都市

2 構造改革特別区域の名称

京都市不登校生徒学習支援特区

3 構造改革特別区域の範囲

京都市の全域

4 構造改革特別区域の特性

平成 14 年度の全国の不登校児童・生徒数は、過去最多の前年度に比べて 7,511 人減少したものの、131,211 人と依然高い水準を示している。

先行き不透明で複雑な社会情勢の中、家庭の教育力の低下、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は劇的に変化してきている。このような変化が子どもに及ぼす影響は大きく、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合い、個人の生きがいや関心の「公」から「私」への私事化など、その要因・背景が多様化し、ますます「不登校」は社会問題化してきている。

こうした中、本市では、不登校への対応として様々な取組を積極的に行ってきた。すべての学校においては、不登校対策委員会を設置し、校内の不登校状況の実態に即して、年間活動計画を作成し、校内の不登校に対する取組（家庭訪問・体験活動・別室指導等の多様な取組、担任への指導援助等）を行い、児童・生徒の「活動意欲を高める」「自尊感情を育てる」教育活動を推進している。また、実践的な取組の充実を目指し、事例研究などの計画的な校内研修、長期展望に立った指導の推進、学級経営や学習指導の工夫改善、スクールカウンセラーなどと連携した教育相談体制の確立を図っている。

教育委員会としては、学校・家庭・地域が一体となった総合的な取組としての「心の居場所づくり推進事業」(P10 参照)や、大学生を中心とした学生ボランティア活用事業などにより、児童・生徒のそれぞれの状況に応じた効果的な支援に努めている。

平成 15 年 4 月には、「教育相談」「生徒指導」に係る部門を集約し、不登校の子どもたちの活動の場である「ふれあいの杜」を充実し一体化した「京都市教育相談総合センター（愛称：こども相談センターパトナ）」を開設した。本センターは、平日夜間を含め、土・日も開館する全国初の専門機関であり、子どもたちの「不安や悩み」、保護者の「心配や気がかり」をしっかりと受け止め、子どもたちの様々な課題の解決や自立に向けた総合的な

支援を行っている。

しかしながら、本市における不登校児童・生徒の全児童・生徒に対する割合は、小学校で、平成12～14年度は横ばいであるが、全国平均（＝指定都市平均）の0.36%を上回っている（下表1参照）。中学校では、平成12～13年度では、3.19%から3.26%へと0.07ポイント増加し、平成13年度～14年度では、3.26%から3.25%へと0.01ポイント減少しているものの、全国平均2.73%（指定都市平均3.23%）を大きく上回っている状況にある（下表2参照）。

表1：[小学校]

	12年度	13年度	14年度
不登校生徒数	281	278	280
全児童数	68,815	68,178	67,839
在籍率	0.41%	0.41%	0.41%

表2：[中学校]

	12年度	13年度	14年度
不登校生徒数	1,080	1,081	1,034
全生徒数	33,851	33,109	31,818
在籍率	3.19%	3.26%	3.25%

態様別では、2種類以上の要因が原因の複合型が第1位、不安等情緒混乱型が第2位であり、不登校の要因や背景がますます複雑化・多様化している現状が浮き彫りになっている。不登校には、家庭・学校・本人に関わる様々な要因等が複雑に絡まっている場合が多く、多様な課題を抱えた児童・生徒に対し、個別の状況に応じたきめ細かな取組を行わなければ、不登校問題を解決することは難しいと考える。

そのため、将来の社会的自立に向けた支援を行う視点から、個々の児童・生徒の状態や不登校となった要因・背景等を的確に把握し、それぞれが豊かな人間性や社会性を身につけ、一人一人が自己実現を図ることのできる教育を創造することが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

これまで、本市では多種多様な取組により、不登校への解決に向けた懸命な努力を行っているが、不登校児童生徒数は依然として高い水準にあり、憂慮すべき事態は続いている。今回、この構造改革特別区域計画を実行することにより、一人一人の発達段階や学習の到達度に応じた指導を行い、将来への夢や希望を持てるような進路形成を図るための学習支援、対人関係に関わる能力や集団における社会性を育む自立へ向けた支援を推進していくものである。

具体的には、生徒の学習面、心理面、社会面、進路面等を援助するた

めに、教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）を中心とし、新中学校・原籍校・カウンセラーなどからなるチームサポートの形成
これまで本市で取り組んできた「人づくり21世紀委員会」「京都市立中学校補導連盟連絡協議会」「地域生徒指導連絡協議会」（各中学校区に結成）
「京都市不登校児童・生徒適応支援連携協議会」等と積極的に連携し、多様な人材や組織力の協力を得た、生徒に最も適切な支援と多様な学習の機会の提供
社会性の育成や人間関係づくりを目指した創意工夫に満ちた教育課程の展開
生徒一人一人の個性に合わせたきめ細かい教科指導の実施などに取り組んでいくことで、不登校の悩みを抱える子どもたちが、安心感・充実感の得られる生き生きとした活動の場となる学校づくり、「行きたい」「楽しい」「自分自身が実感できる」魅力ある場となる学校づくりを推進する。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 新たな包括的学習支援による不登校生徒数の減少

これまで述べた通り、小・中学校両方において不登校は大きな課題となっているものの、不登校生徒数の絶対数の多さ、進路展望を意識させる学習支援や揺れ動く思春期をサポートする体制づくりの重要性に鑑み、京都市においては、当面、中学校の不登校生徒への対応を重点的に取り組みたいと考える。

本市の中学校において、年間30日以上欠席している不登校生徒数は、平成14年度で1,034人に上り、大規模校1校の生徒数に匹敵している。

（京都市の最大規模校：藤森中学校 <15年度生徒数：1,008人>）

この深刻な不登校の状況は、新たな中学校1校の創設ですべてが劇的に好転するほど容易ではない。しかし、関係機関・民間団体などと連携して展開する「新中学校」の多彩な教育活動が、一人でも多くの生徒、保護者、市民に理解され、不登校の生徒の持つ力を引き出すことができれば、進路展望に活路を見出し、子どもたちが社会へ巣立つための重要な支援となる。このような教育活動の実践により、不登校生徒の減少を目指す。

基本的な考え方

ア 今日の不登校や子どもを取り巻く状況について、あらゆる角度から多面的に考察し、よりよい方策を生み出すために、さまざまな分野の資源を最大限活用し、これまで交流の少なかった異業種とも連携して、子どもの未来を見据えた取組を進める。

イ 将来的な展望は、実社会の中での実践的な体験から得られることが多い。中学生という思春期の真っ只中にあるには、その体験をベースに、今、何を学ぶべきかを自ら考えることが極めて重要である。そのフィードバック過程を重視し、体験学習と基礎学力保障に力点を置いた柔軟な

教育内容・教育課程を構築する。

ウ 生徒一人一人の心のメッセージを受け止めるため、教育相談機能を重視し、生徒理解を基本にカウンセリングと生徒指導の総合力を活かした活動展開を図る。もとより、社会的規範など、日常生活を行うにあたって人として守るべき「粹組」については、生徒がその本質を理解して行動するよう徹底した指導を行う。

エ 不登校の生徒数の減少という量的な変化は、一人一人の生徒と周りの努力による当該生徒の生活の質的な変化によってしか導かれないことを認識し、子どもたちに関わるすべての者がそれぞれの持てる力を傾注する。

具体的な取組

ア 不登校の子どもたちのための新しい中学校「(仮称)姉小路中学校」の創設

[特色]

(ア) 多様な実践的体験と学習支援～新たなタイプの中学校創設

不登校の子どもたちの進路展望を切り拓くために、企業、NPOなど民間分野との連携を中心に、実社会と直結した実践的な体験活動を実施し、将来の職業選択も含めた動機付けを図る。それにより触発された進路希望を具体的に保障する学習支援を中心にしたユニークな活動を展開し、より豊かな人間性を育む新たなタイプの中学校を創設する。

* 大切な3年間の学校生活を進路展望を切り拓く転機に

揺れ動く思春期をしっかりとサポート

* 一人一人の個性に応じた学習支援の実施

(イ) 京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくりなどの創造的活動などの実施

「新中学校」(教育相談総合センター内)では、伝統工芸などの京都の特性を活かした芸術・ものづくりを含む創造的活動や、体を動かす楽しさや充実感を味わうことのできる自然体験活動、スポーツ活動など、豊かな個性と創造性に富んだ子どもを育成することを目指した、集団の良さが活かされる取組を実施する。

(ウ) 一人一人の生徒の学習状況や習熟度に応じたきめ細かな学習

上記学習のほか、国語・数学・英語等の教科の学習を基本とし、実践的体験に触発された「学ぶ力」を活用して、基礎学力の充実に向けた「少人数による学年を超えた習熟度別の学習」を行う。

* きめ細かな学習支援，個別対応の展開

* 少人数での学習環境の確保

教科を弾力的に運用した教育課程

詳細は P11 の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に明記。

(エ) 外部の多様な人材や組織力を活かした学習の展開

大学，民間企業，NPOなどと連携して，民間企業での研修，ものづくり現場での実習，福祉施設での実体験，農業体験などを恒常的に実施し，野外体験活動や環境学習，伝統工芸はじめとする芸術系の取組においても外部講師を大胆に起用するなど，幅広い教育内容の実現を図る。

すでに活動している「人づくり21世紀委員会」のネットワークを活用するほか，NPO・フリースクールなどとも情報交換の活性化から多様な連携関係の構築へと取組を進める。

さらに，学校や家庭の代表，民間の心理研究所をはじめとする関係機関，行政の代表者で構成する「京都市不登校児童・生徒適応支援連携協議会」などから，「新中学校」に対する具体的助言，運営への参画を受け，柔軟な組織づくりを行う。

また，生徒とともに活動する「学びのパートナー」など質の高い学生ボランティアを配置し，家庭や学校の教室の枠にとられない場所での学習支援にあたるとともに，悩み等を気軽に話せる人間関係づくりが図れるよう働きかける。

(オ) 生徒指導と相談機能の総合力による心の居場所づくり

教育相談総合センターの持つ「生徒指導とカウンセリングの総合力」，「チームサポート機能」を活用し，「新中学校」が生徒一人一人の心の居場所となるよう，きめ細かな生徒指導・教育相談を実践する。

さらに保護者についても，教育相談総合センターによるカウンセリングなどを通して支援し，自らが安心できる環境づくりを行うとともに，保護者同士の情報交換や不登校の要因等についての理解を深める場なども設定する。

(カ) 市内南部にも地域学習拠点を整備

「新中学校」に常時通学できない生徒や，通学時の心理的負担なども含め，不登校生徒の実情に応じた取組を展開するために，あらかじめ市内南部にもサテライト（地域学習拠点）を用意して，生徒を万全の体制でサポートする。

サテライトでの国語，数学，英語等の教科学習については，「新中学校」本校（教育相談総合センター内）と同じ教育課程で指導を行い，生徒一人一人の状況に応じて，柔軟にサテライトでの学習を選択できることとする。

詳細は P11 の「5 当該規制の特例措置の内容」に明記。

イ 総合的な不登校への対応

従来から、本市では「スクールカウンセラー活用調査研究事業」や「心の教室相談員」の配置をはじめとする各種の取組を「心の居場所づくり推進事業」の一環として位置付け、総合的な取組を進めてきた。本校を設置することにより、新たな「心の居場所づくり推進事業」の構築を図る。

詳細は P10 <心の居場所づくり推進事業 全体構図> 参照

(2) 不登校に対する取組における全国的波及効果

不登校の子どもたちのための新しい中学校「(仮称)姉小路中学校」をはじめとする総合的な実践が、先駆的な事例の一つとして他都市の取組のモデルとなり、それぞれの地域に見合った形で全国へ波及することを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 不登校生徒数の減少

「新中学校」の教育活動が、一人一人の生徒に、将来を展望する動機付けを行うとともに、それを支える基礎学力や進路を切り拓く力をしっかりと培うことができれば、京都市全体で展開する「心の居場所づくり推進事業」や各学校での取組等と相乗的な効果を生み出し、市立中学校における不登校の生徒数を、概ね 10 年間で約 3 割減少させることができる。

<不登校生徒数の減少 目標数>

区分	14 年度	15 年度	16 年度	19 年度	25 年度
京都市立中学校 不登校生徒数 15 年度以降は想定	1,034	1,010	915	851	690

(2) 京都市教育全体の活性化と未来へ向けた社会づくり

「新中学校」をモデル校として、一人一人の子どもを徹底的に大切にす
る教育をさらに普遍化させ、結果として不登校生徒が減少し、不登校生徒
本人の進路展望を切り拓くことを実現することにより、他の学校の教員、
生徒、保護者への波及効果を生み、京都市教育全体のさらなる活性化につ
なげる。

さらには、子どもたちが、さまざまな分野で才能を開花させ、持てる力
を最大限発揮することは、本市のみならず、日本ひいては世界のよりよい
社会づくりに大きく寄与するものである。

(3) 不登校生徒の「学ぶ場」の選択肢拡大による保護者の精神的経済的安心

感の創出

不登校生徒の「学ぶ場」の選択肢拡大により、新たに生まれる実際の活動が当該生徒本人のみならず、保護者に安心感を与えるとともに、民間教育施設などに通う場合と比較して、保護者の経済的負担を軽減することが可能となる。

8 特定事業の名称

番号 8 0 3 「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

<心の居場所づくり推進事業（全体構図 P.10）の実施>

(1) 教育相談総合センター（平成 15 年 4 月開館）の活動展開

カウンセリングセンター

ア カウンセリング（来所相談）

子どもの不登校、いじめ、友人関係、性格や学習をはじめとする学校生活のことなど、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を受けている。

* 対象：京都市在住の小学生から高校生までの子ども及び保護者。

* 相談時間：月～金曜日 10:00～21:00（受付は 20:30 まで）

土曜日 10:00～17:00（受付は 16:30 まで）

休館日 第 2・第 4 水曜日、祝日、年末年始

* 相談は、電話で申込みを受け、予約制で 1 回 45 分、料金は無料。

イ 日曜不登校相談

「最近学校へ行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談ができることを目的に、カウンセラーが話を聞きアドバイスをしている。

* 対象：京都市在住の小学生から高校生までの子ども及び保護者。

* 相談時間：日曜日 10:00～17:00（受付は 16:30 まで）

但し、年末年始は除く

* 相談は、当日に直接受付で申込みを受け、1 回 30 分、料金は無料。

ウ 子ども相談総合案内（電話ガイド）

どのような相談先を選べばよいのか、相談内容に応じて適切な相談機関を案内。

* 相談時間：月～金曜日 10:00～21:00（受付は 20:30 まで）

土・日曜日、第 2・第 4 水曜日 10:00～17:00（受付は 16:30 まで）

休館日：祝日、年末年始

案内できるのは、原則として京都市内の機関。

エ 教職員研修

以下の3点を重点に教職員の指導力向上をめざして研修を実施。

- ・生徒指導における中核として教育活動ができるように教育相談主任の資質を向上させる。
- ・教職員のカウンセリング（教育相談）に対する理解を深め、学校教育における諸活動や児童・生徒の指導に活かす。
- ・「いじめ問題」や「不登校」などの今日的教育課題について臨床心理学的側面から理解を深める。

オ 学校支援

- ・生徒指導とカウンセリングの総合力を活かし、教職員コンサルテーションをはじめとする学校支援を推進している。
- ・学校・園における教育相談を生かした指導を効果的に進めるため、校内研修、PTAの家庭教育学級等への講師としてカウンセラー等を派遣している。

教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」の設置

「ふれあいの杜＝教育支援センター（適応指導教室）」においては、情緒的な要因などから不登校になった児童・生徒が体験活動などの中で人間関係を築き、新たな生活への意欲を高めることに主眼を置いた取組を行っている。今後、体験活動などのさらなる展開に努めながら、今回申請の新しい中学校との連携を重視しその活動を充実させる。（対象：小学校4年生～中学校3年生）

企画事業課～生涯学習事業の展開

子ども対象の催しやカウンセリングに関する市民講座など、生涯学習事業を実施し、保護者の学習機会の設定や情報提供を通じて、子ども・保護者支援の一翼を担う。

[平成15年度上半期実施状況]

- ・河合隼雄氏記念講演会（文化庁長官・京都市教育委員会名誉専門委員）
テーマ『「物の豊かさ」から「関わりの豊かさ」へ』
- ・樋口和彦氏記念講演会（京都文教大学学長・京都市教育相談総合センター顧問）
テーマ『カウンセラーの語る変わらぬ子育ての秘訣』
- ・広報誌「こどもパトナだより」の発行（13万部）

（2）スクールカウンセラーの配置

児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士を「スクールカウンセラー」として各校に派遣し、児童生徒・保護者への

カウンセリングや教員へのコンサルテーションを通じて教育相談体制を強化し、不登校やいじめ、児童・生徒の問題行動等の未然防止・解消を図っている。平成 15 年度においては、へき地校等を除く全中学校(70 校)をはじめ、配置校を 76 校に拡大している。

・カウンセラー配置校数 62 校(14 年度) 76 校(15 年度)

(3) 学びのパートナーの配置

不登校傾向にある子どものうち、いわゆる「別室登校」の状況にある児童・生徒に対する指導・支援の充実を図るため、当該の児童・生徒の相談相手、学習の補助者として、教職員やスクールカウンセラー・心の教室相談員等と連携しながら活動を進める「学びのパートナー」(学生ボランティア)を平成 13 年度から配置している。

平成 15 年度においては、従来の学校現場での「別室登校」の支援に加え、家庭や学校の教室の枠にとらわれない場所での学習支援にも「学びのパートナー」を有効に活用し、不登校児童・生徒のそれぞれの状況に合わせた効果的な支援を進めている。

(4) ハートケア・ボランティアの配置

カウンセリングセンターに直接相談に訪れた不登校傾向の児童・生徒のうち、特に対応の難しいひきこもりがちの子どもたちを対象として、カウンセリングセンターカウンセラーの指導助言の下、ハートケア・ボランティア(学生ボランティア)を家庭に派遣している。

カウンセラーの指導助言のもと、子どもの興味・関心に応じた取組の中で、子どもたちに生活の幅を広げることや小集団への適応を促進することを目的としている

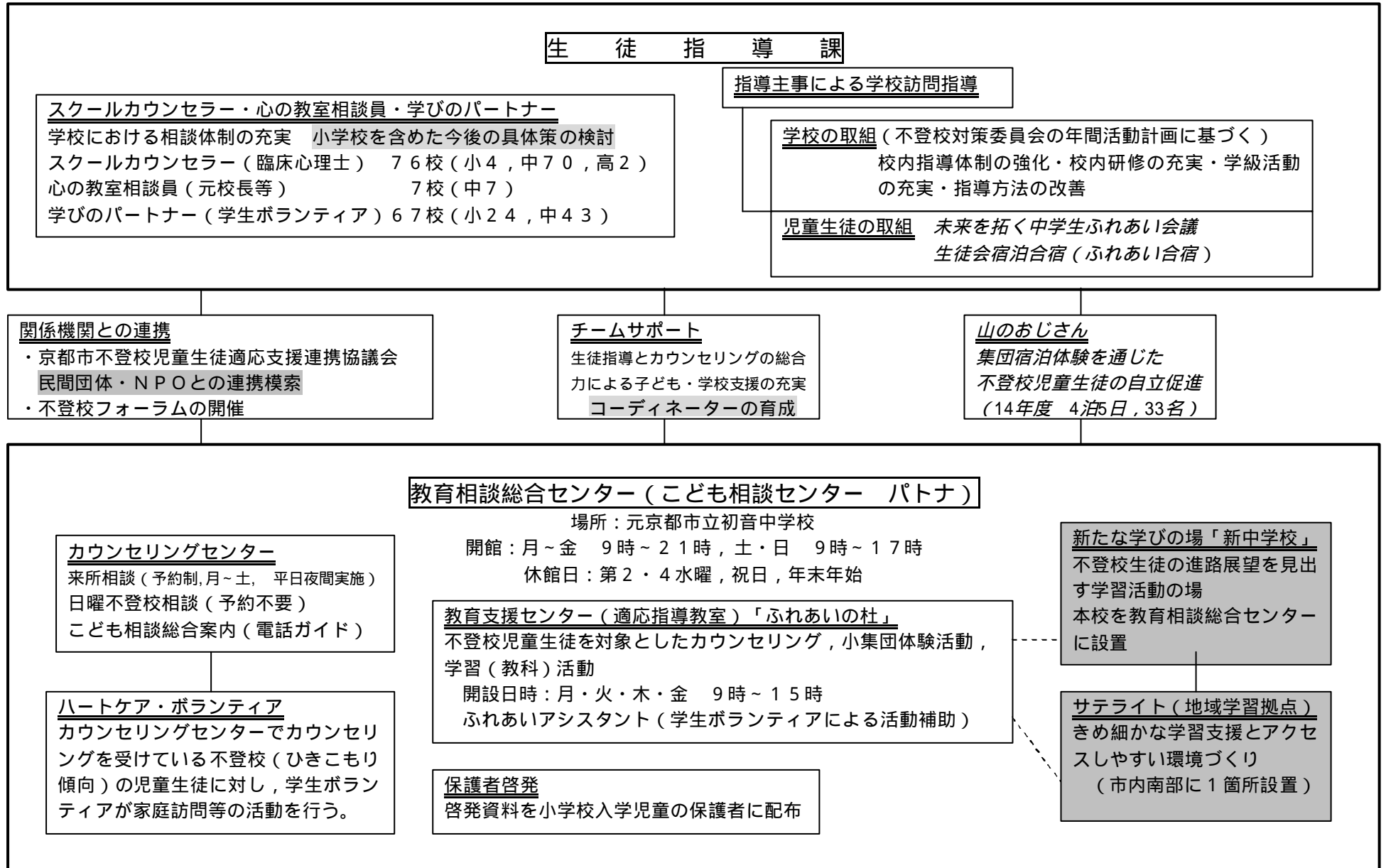
(5) 京都市不登校児童・生徒適応支援連携協議会の活動展開

京都市内で不登校問題に関わっている学校、家庭の代表、民間の心理研究所をはじめとする関係機関、児童相談所・教育委員会などの行政の代表者が一堂に会して協議する場を設定し、情報交換及び不登校児童・生徒やその保護者を支援するための取組を展開している。

詳細は P10 の〈心の居場所づくり推進事業 全体構図〉参照

<心の居場所づくり推進事業 全体構図> (案)

部分は新規・充実分



別 紙

- 1 特定事業の名称
番号 8 0 3 「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
(仮称)京都市立姉小路中学校
(平成 16 年 10 月開校予定の公立中学校)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定日と同日
- 4 特定事業の内容
実施主体 京都市
事業区域 京都市(平成 16 年 10 月開校予定の公立中学校)
実施期間 特定事業としての役割が終わったと判断されるまで。
使用施設 京都市教育相談総合センター
(京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706 - 3)
上記本校のほか、必要に応じて、本校外に地域学習拠点としてのサテライトを設ける。
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 学校名
(仮称)京都市立姉小路中学校
 - (2) 対象生徒
入学対象の生徒は、不登校生徒及びそれに類する状態にある生徒とする。
(市立中学校からの転校を基本とする。)
不登校生徒
何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、年間 30 日以上欠席した生徒をいう。
(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)
それに類する状態にある生徒
ア に類する状態にある生徒(断続的な不登校など、年間の欠席が 30 日に満たないものも含む。)
イ 保健室登校が継続している生徒
不登校生徒の判断は、京都市教育委員会に設置する「就学検討委員会」で決定する。

(3) 不登校児童生徒に対する具体的な配慮事項

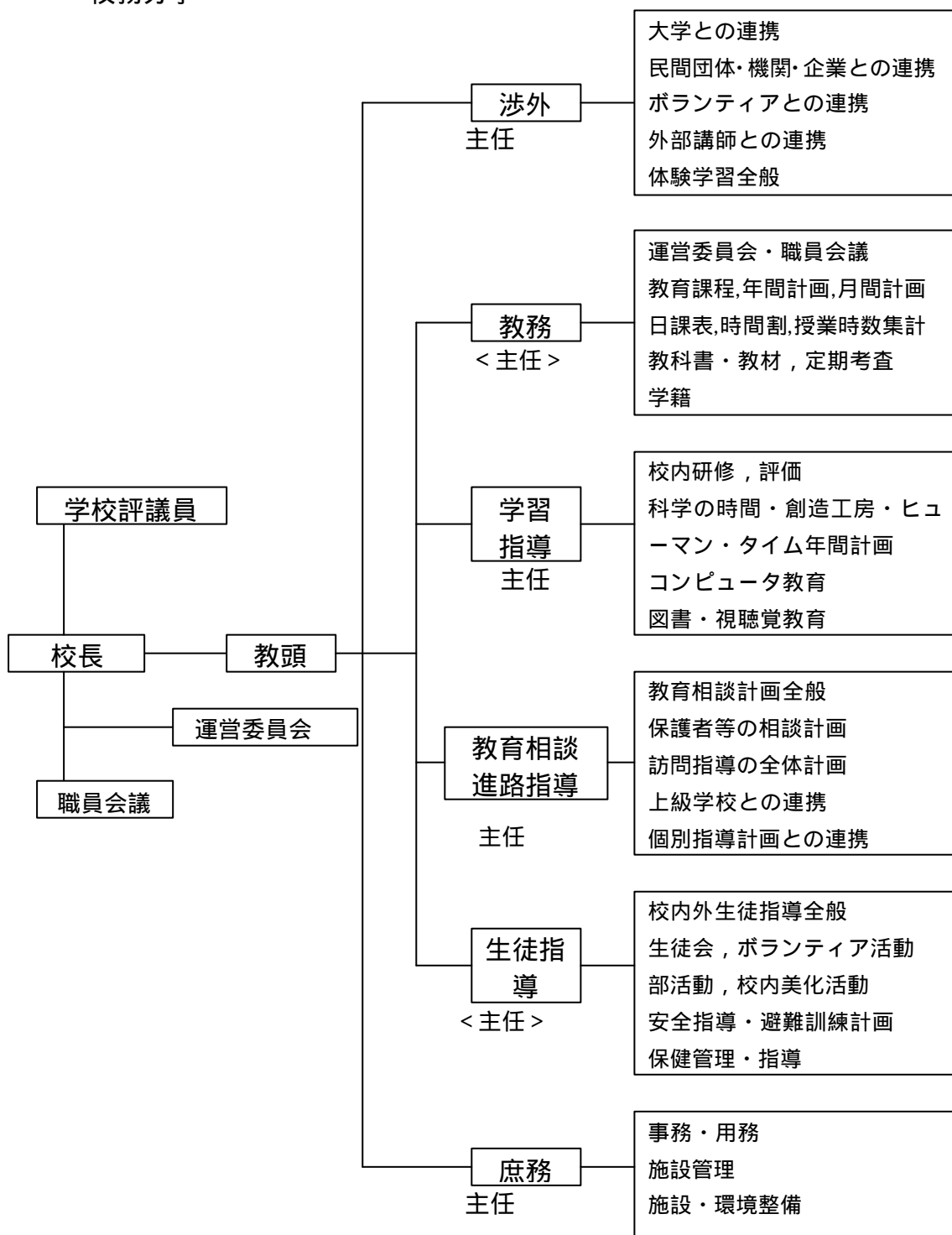
教職員配置計画

名称	人的配置における留意点等	人数	府・市費
校長	新しい学校を統括し，積極的に指導展開。	1	府
教頭	校内運営はもとより，民間団体，関係機関との連携を十分に図る。	1	府
教諭	府の配置基準による。相談指導体制のコーディネーター役が1名必要。	6	府
養護教諭	スクールカウンセラーとの連携も重視。サテライトへも巡回指導。	1	府
非常勤講師	教科指導できめ細かな学習支援を展開。サテライトでの分割指導も行う。	7	市
スクール カウンセラー	生徒・保護者の相談対応，教員へのコンサルテーションを行う。	1	市
学びのパートナー	学生ボランティアとして，学習や体験活動において生徒とともに活動。	12	市
外部講師	野外活動，冒険体験や伝統工芸などの専門的分野を指導。	4	市
事務職員	関係機関との連絡を密に事務を執行。	1	府
嘱託職員	サテライトでの指導補助・支援，施設管理を行う。 本部の施設管理については，教育相談総合センターで担当。	1	市
計		35	

教員配置計画の内，府費負担分10人（内訳：校長1人・教頭1人・教諭6人，養護教諭1人・事務職員1人）の定数措置については，現在，京都府教育委員会と調整済みであり，配置は可能である。

教科担当案については，P20の教科担当案に明記。

校務分掌



学校の企画運営に当たっては、これまで本市で取り組んできた「人づくり21世紀委員会」(代表：河合隼雄文化庁長官)・「京都市立中学校補導連盟連絡協議会」・「京都市地域生徒指導連合会」・「京都市不登校児童・生徒適応支援連携協議会」などの様々な関係機関の連携協力を得る

平成 16 年度 10 月開校想定人数

	1 年	2 年	3 年	計	備 考
人数	10	10	10	30	
学級	1	1	1	3	
< 参考 > 京都市立中学校不登校生徒数 (14 年度)	186	385	463	1,034	

入学希望者が上記開校想定人数を上回る場合でも，50 名が上限

新中学校（本校）とサテライトの設置

新中学校の教育活動は，本校（教育相談総合センター内）で行うが，本校に常時通学できない生徒を支援するため，地域学習拠点としてサテライトを設け，希望に応じてサテライトでの一部学習も可能とする。サテライトを選択する生徒がいる場合は，以下の想定で「新中学校」を運用する予定。

[運用計画]

本校での学習活動は月～金曜日に行う。月・水曜日は，ものづくりや体験的な学習を中心とした活動を行い，火・木・金曜日は，国語，英語，数学等の教科学習を行う。

月・水曜日については，生徒全員が本校に通学することになるが，火・木・金曜日については，本校以外に，生徒の希望に応じてサテライト（地域学習拠点）に通学し，国語，英語，数学等の教科学習等が行えることも可能とする。サテライトでの教科学習等については，本校と同じ教育課程を実施し，継続的かつ一貫性のある教育が受けられる体制づくりを行う。

本校に常時通学できない生徒を想定し，あらかじめサテライトを準備することにより，生徒がより登校しやすい条件を設定し，生徒一人一人のニーズに応えかつ将来展望を可能とするきめ細かな学習支援を行う。

本校 = 教育相談総合センター内

- ・ 4 階ふれあいの杜（約 984 m²） = 学習室，多目的スペース，工作室，調理室，音楽室，職員室，相談室，保健室等
- ・ 5 階パトナホール（体育館 = 約 857 m² 倉庫・便所等付属施設含む）
- ・ 既存棟（姉小路館 2～3 階 約 1,331 m²） = 図書室，理科室等
- ・ 芝生運動場（約 1,800 m²）

サテライト（地域学習拠点）

- ・市内南部（1ヶ所）に設置。
- ・100 m²程度
- ・利用生徒数は10名程度（最大15名程度）

新 中 学 校	本校	<月～金曜日> 9:30～15:00 *火・木・金曜日 国語，数学，英語等 *月・水曜日 科学の時間（社会，理科），創造工房（音楽，美術， 技術家庭），ヒューマンタイム（道徳，特別活動）， 保健体育等
	教育相談総合センター内 （京都市中京区姉小路通東洞院 東入曇華院前町 706 - 3） 土・日曜日は休み	（学校外施設） サテライト<火・木・金曜日> 9:30～15:00 市内南部1ヶ所 *教科学習（国語，数学，英語等）

（4）教育課程の基準によらない部分（教育課程の内容等）

当該規制の特例措置

<学校教育法施行規則第53条 第54条 第54条の2 >

「教育課程の編成」

特色ある教育課程の編成を行うことにより，一人一人の発達段階や学習の達成度に合わせた指導が可能となる。

統合（削除）する教科と新設する教科

新設教科名	統合（削除） する教科	概 要
科学の時間	社会 理科	社会の歴史・仕組と自然界の法則・ありさまを学びながら，その接点を探りつつ地球的観点から総合的な理解を図る。
創造工房	音楽，美術 技術家庭	伝統工芸など京都の特性を十分に活かしながら，芸術・ものづくりを中心に学び，創造性を培う。
ヒューマン・ タイム	道徳 特別活動	自分を見つめ，人との関係づくりを考えるよう，総合的な学習の時間とも連動して体験的に取り組む。特に，実社会と直結した実践的体験活動を重点的に実施し，将来展望に刺激を与える。

憲法，教育基本法，学校教育法と特例的な教育課程との関係
 下記の通り，本計画において編成する教育課程は，学校教育法で定める中学校段階の目的等を十分に踏まえたものとなっている。

学校教育法に規定されている目標	「新中学校」で実施する指導計画
<p><u>第 18 条の 1</u> 学校内外の社会生活の経験に基づき，人間相互の関係について，正しい理解と協同，自主及び自律の精神を養うこと</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間で，自尊感情・自己存在感を高めるボランティア活動や自然体験活動などの様々な体験活動を行い，家庭や地域，教師と生徒，生徒相互間の人間関係を深めるとともに，自ら課題を見つけ，自ら学び，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。</p>
<p><u>第 18 条の 2</u> 郷土及び国家の現状と伝統について，正しい理解に導き，進んで国際協調の精神を養うこと</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，科学の時間で地理・歴史・公民的分野の基礎的知識を学び，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間で 新聞，読み物，統計などの様々な資料を適切に選択し活用する学習活動 地域調査・作図などの作業的，体験的な学習活動 日常の社会生活と関連付けながら，具体的事例を通して政治や経済などの社会的事象を学ぶ学習活動を行うことにより，現代社会を多面的・多角的に考察する力を養い，日本の風土や歴史・文化に対する理解と愛情を深め，国際社会の形成者として必要な資質を養う。</p>
<p><u>第 18 条の 4</u> 日常生活に必要な国語を，正しく理解し，使用する能力を養うこと</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，国語の時間で話すこと・聞くこと，書くこと，読むことの基礎的・基本的学力を育成し，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間で，言語に対する関心や理解をより深め，思考力や想像力を養い，言語感覚を豊かにし，伝え合う力・コミュニケーション能力を高める。</p>

<p><u>第 18 条の 6</u> 日常生活における自然現象を科学的に観察し，処理する能力を養うこと</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，科学の時間で科学的な見方や考え方を養う基礎的能力を育て，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間では，化学的・物理的・地学的・生物現象について調べる観察・実験・野外観察を行い，自然に対する関心を高め，意欲的に自然の事物・現象を探究する力を養う。</p>
<p><u>第 18 条の 7</u> 健康，安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い，心身の調和的発達を図ること</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，保健体育の時間で各種の運動を実践し，運動の楽しさや喜びを味わい，運動能力や体力の向上を図るとともに，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間では，グループ活動を通しての競争や協同の経験から，積極的に運動に親しむ資質や能力の育成，公正な態度や進んで規則を守り，互いに協力して責任を果たす態度，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。</p>
<p><u>第 18 条の 8</u> 生活を明るく豊かにする音楽，美術，文芸等について，基礎的な理解と技能を養うこと</p>	<p>左記目標の達成の基礎の上に，創造工房で京都の特性を十分に活かした伝統工芸・楽器演奏などの表現，鑑賞を行って，芸術に対する感性和創造性を養い，ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間では，創造活動の喜びを体験することを通して，芸術に対する総合的な理解を深め，心豊かな生活を創造していく情操を高める。</p>
<p><u>第 36 条の 2</u> 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと</p>	<p>ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間で，企業・民間団体等との協力を得て，将来の希望に結びつけることのできる社会体験，見学や調査，ものづくりや生産活動などの体験的学習，問題解決的な学習を取り入れ，生徒が自らの生き方を考え，主体的に進路を選択することができる態度や能力を育成する。</p>

第36条の3

学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと

ヒューマン・タイム，総合的な学習の時間で，グループ活動やたてわりによる学習などの様々な学習形態を取り入れ，学級や学校の一員としての自覚を高める学習活動を行うとともに，学校外では，地域の人々の協力を得ながら，地域の教材や学習環境を積極的に利用する学習活動を行い，地域社会の一員としての自覚を高める環境を整える。また，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど，生徒と相互の連携を図れるような指導，生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。

「授業時数」

標準時間を念頭に置きつつ，不登校生徒の実態に即した授業時数を設定する。ただし，一人一人の状況に応じて弾力的な週時程の編成も可能なものとし，積極的な登校支援に努めるものとする。

1週間当たりの授業時数

学年	1週当たり授業時数	1週当たり標準授業時数 (総授業時数 / 35週)
1～3年	22 単位時間	28 単位時間

総授業時数

学年	年間授業時数	学習指導要領総授業時数
1～3年	770 単位時間	980 単位時間

なお，現行の学習指導要領をふまつつも，不登校生徒の実態に即した指導・援助をより一層充実する観点から，上記の部分も含め，現行学習指導要領に示す各教科等の指導内容を部分的に指導しないものとする。

- (例)・「読む・書く・聞く」能力の育成を中心となる国語や数学，英語等についての学年を超えた習熟度別の指導の実施
- ・児童・生徒の興味，関心や適性をふまえ，職場体験活動などと結んだ学習意欲を高めるための指導の充実(大学，民間企業，NPO，フリースクールなどの連携)

各教科の授業時数

	各教科の授業時数							ヒューマン・タイム	総合的な学習の時間	選択教科	総授業時数			
	国語	数学	科学の時間		創造工房							保健体育	外国語(英語)	
各学年	105	105	70		70			70	105	140	70	35	770	
旧教科	/	/	社会	理科	音楽	美術	技術家庭	/	/	道徳	特別活動	/	/	
	*以下は標準時数													
1	140	105	105	105	45	45	70	90	105	35	35	70~100	0~30	980
2	105	105	105	105	35	35	70	90	105	35	35	70~105	50~85	980
3	105	105	85	80	35	35	35	90	105	35	35	70~130	105~165	980

教科担当案（サテライトを開講することを想定した場合）

本校 週時程想定

時程		月		火		水	
9:30	登校		担当		担当		担当
9:35				読書（国語）	教諭 A 非常勤	ヒューマン T	教諭全員
10:00	1校時	科学の時間	教諭 B 非常勤	国語	教諭 A 非常勤	創造工房	教諭 D 非常勤
10:50	休憩						
11:00	2校時	科学の時間	教諭 B 非常勤	国語	教諭 A 非常勤	創造工房	教諭 D 非常勤
11:50	昼食 清掃						
13:00	3校時	保健体育	教諭 C 非常勤	ヒューマン T	教諭 AC	保健体育	教諭 C 非常勤
13:50	休憩						
14:00	4校時	総合的な 学習の時間	全員	ヒューマン T	教諭 AC	総合的な 学習の時間	全員
14:25	選択教科						
14:50	学活・下校			16:00 まで 自習等可能			
15:00							
16:00							

時程		木		金	
9:30	登校		担当		担当
9:35		読書（国語）	（教諭 C）	ヒューマン T	教諭 AC
10:00	1校時	数学	教諭 E 非常勤	英語	教諭 F 非常勤
10:50	休憩				
11:00	2校時	数学	教諭 E 非常勤	英語	教諭 F 非常勤
11:50	昼食 清掃				
13:00	3校時	英語	教諭 F 非常勤	ヒューマン T	教諭 AC
13:50	休憩				
14:00	4校時	ヒューマン T 選択教科	教諭 ACE 非常勤	数学	教諭 E 非常勤
14:25					
14:50	学活・下校	16:00 まで 自習等可能		16:00 まで 自習等可能	
15:00					
16:00					

サテライト週時程想定（サテライトへの通学希望があり，開講する場合）

時程		火		木		金	
9:30	登校		担当		担当		担当
9:35		読書（国語）	（教諭 BD）	読書（国語）	教諭 A 非常勤	ヒューマン T	教諭 BD
10:00	1 校時	英語	教諭 F 非常勤	国語	教諭 A 非常勤	数学	教諭 E 非常勤
10:50	休憩						
11:00	2 校時	英語	教諭 F 非常勤	国語	教諭 A 非常勤	数学	教諭 E 非常勤
11:50	昼食 清掃						
13:00	3 校時	数学	教諭 E 非常勤	ヒューマン T	教諭 B D 非常勤	ヒューマン T	教諭 BD
13:50	休憩						
14:00	4 校時	ヒューマン T	教諭 BDE	ヒューマン T	教諭 BD	英語	教諭 F
14:25		選択教科	非常勤	選択教科	非常勤		非常勤
14:50	学活・下校	16:00 まで		16:00 まで		16:00 まで	
15:00		自習等可能		自習等可能		自習等可能	
16:00							

上記のほか，創造工房，総合的な学習の時間については，外部講師を起用。
学びのパートナー（学生ボランティア）についても配置し，学習支援の補助にあたる。

教職員教科担当想定

- ・教諭 A 国語
- ・同 B （社会） 科学の時間
- ・同 C 保健体育
- ・同 D （美術） 創造工房
- ・同 E 数学
- ・同 F 英語
- ・非常勤講師 （理科） 科学の時間
- ・同 （音楽） 創造工房
- ・同 （技術家庭） 創造工房
- ・同 （国語）
- ・同 （数学）
- ・同 （英語）
- ・同 （保健体育）